

## (2)設備・面積基準

### <現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室 2歳以上児 保育室	保育室
	医務室		安静室(体調不良児対応型を行う場合) 2人以上の横臥が可能であり、 1人1.98㎡以上	
	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に適当な 広さの庭 ※付近の代替地可		
面積	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※平成26年度末まで大都市特例あり	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室 1人1.65㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※両室の区画を求める	1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める
	屋外遊戯場 1人3.3㎡(2歳児)	適当な広さ		

## <主な検討事項及び対応方針>

### 【1. 家庭的保育事業】

[家庭的保育事業の設備、面積基準について]

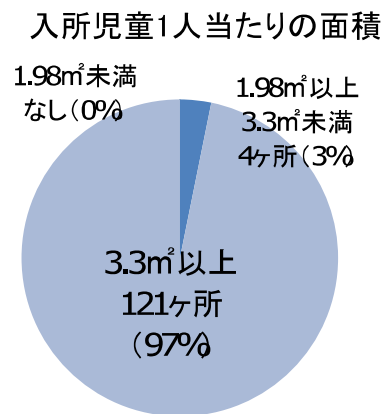
- ◆ 設備・面積基準については、現行の児童福祉法に基づく市町村事業を踏まえ、どう考えていくか。

【対応方針】

- 家庭的保育事業の保育室(保育を行う居室)に関しては、現行制度と同様、1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。
- また、屋外遊戯場に関しては、「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で(他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可)、面積基準については、2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。

【参考・家庭的保育事業の保育従事者配置状況等】

[保育室等の状況]



1施設当たりの平均面積は25.85㎡(1人当たり7.67㎡)

[屋外遊戯場の状況]

屋外遊戯場又は公園等の代替地	107(78.7%)
うち公園等の代替地のみ	70(51.5%)
うち屋外遊戯場を設置	37(27.2%)
いずれもなし	29(21.3%)
合計	136(100%)

⇒約8割の事業が屋外遊戯場又は公園等の代替地を設置しており、これらを設置していない29ヶ所のうち、2歳児を受け入れている事業は17ヶ所

	施設数(構成割合)
3.3㎡未満	0(0.0%)
3.3㎡以上	30(100.0%)
合計	30(100.0%)
不詳	7

⇒屋外遊戯場を設置している施設(37ヶ所)は不詳(7ヶ所)を除き、すべて1人当たり3.3㎡以上確保

## 【2. 小規模保育事業】

### [2-1 小規模保育事業の居室に係る面積基準について]

- ◆ A型、B型の0・1歳児の乳児室／ほふく室の面積について、年度途中での頻繁な入れ替わりを想定した上で、どの程度の面積を求めることとするか
- ◆ 2歳児の保育室の面積について、保育所の基準(1人1.98㎡以上)を踏まえ、どの程度の面積を求めることとするか。
- ◆ C型については、現行のグループ型小規模保育事業と同様(1人3.3㎡以上)とすることで良いか。
- ◆ 面積基準については、現行の保育所における大都市特例の取扱いをどうするか。

### 【対応方針】

- A・B型の0・1歳児については、年度途中の入れ替わり等を考慮して、C型と同様に、1人当たり3.3㎡以上とする。(その上で、現行の大都市特例については、市町村の条例において設定することとする。)
- A・B型の2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、国としてお示しする基準では、保育所と同様に、1人当たり1.98㎡以上とする。
- C型については、0～2歳児について、1人当たり3.3㎡以上とする。

### [2-2 小規模保育事業の屋外遊戯場に係る面積基準について]

- ◆ A型、B型については、保育所と同様とした上で、C型についても、A型・B型と同様、屋外遊戯場(庭・付近の代替地で可)を設けることを求め、面積基準も1人当たり3.3㎡以上とするか。

### 【対応方針】

- A・B・C型のいずれにおいても、屋外遊戯場の設置を求めた上で(他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可)、面積基準については、2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とする。

### 【3. 事業所内保育事業】

#### 〔事業所内保育事業の設備、面積基準について〕

- ◆ 地域型保育事業において主に受入対象となる0・1歳児に係る面積基準について、①現行の雇用保険事業による事業所内保育施設(1人1.65㎡)、②認可保育所(乳児室:1人1.65㎡、ほふく室:1人3.3㎡)、③小規模保育事業(1人3.3㎡)を踏まえ、どの程度の面積基準を定めることとするか。また、定員19名以下の比較的小規模な事業の取扱いをどうするか。
- ◆ 屋外遊戯場の取扱いについて、どう考えるか。

#### 【対応方針】

- 新制度における事業所内保育事業については、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定されることから、(1)職員数・資格要件と同様に、利用定員が19名以下の場合、小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本とする。
- また、利用定員が20名以上の場合については、同じく、認可保育所と整合性を図っていくことを基本とする。

### 【4. 居宅訪問型保育事業】

#### 〔居宅訪問型保育事業の設備、面積基準について〕

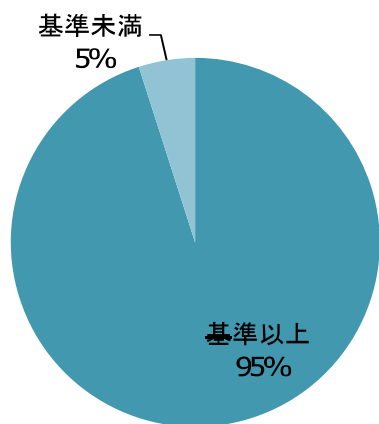
- ◆ 保護者・子どもの居宅において保育を行うという事業の特性上、設備・面積基準を設けないこととするか。

#### 【対応方針】

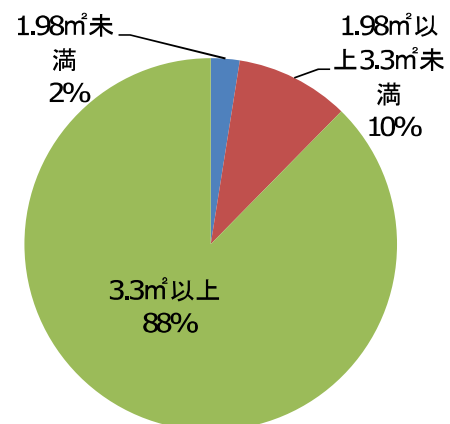
- 居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、設備・面積基準を設けないことを基本とする。

【参考・事業所内保育事業の保育室・屋外遊戯場状況等】

[事業所内保育施設の保育室の面積基準の状況]



[1人当たりの面積の状況]



[事業所内保育施設の屋外遊戯場の状況]

屋外遊戯場又は公園等の代替地	75(92.6%)
うち、公園等の代替地のみ	30(37.0%)
いずれもなし	6(7.4%)
合計	81(100%)

[1人当たりの面積の状況]

3.3㎡未満	3(7.1%)
3.3㎡以上	39(92.9%)
不詳	3

## <対応方針概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
設備	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	—
	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	—
面積	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室／ 保育室 1人3.3㎡	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B 型)と同様	—
	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	—

### (3)給食(自園調理)

#### <現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
給食	自園調理 * 3歳以上児は外部搬入可能 * 公立は特区により3歳未満児も外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能
設備	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備	調理室	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備
職員	調理員 * 全部委託、外部搬入の場合は不要	不要		

## <主な検討事項と対応方針>

### 【1. 家庭的保育事業】

#### [1-1:家庭的保育事業における食事の提供について]

- ◆ 家庭的保育事業の給食提供のあり方について、現行通りとするか、又は、自園調理を求めることとするか。
- ◆ 自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とするか。
- ◆ 家庭的保育者の居宅や共同住宅などでの事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めないこととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。

#### [1-2:調理担当の職員について]

- ◆ 自園調理を求める場合、調理担当の職員をどうするか。例えば、家庭的保育補助者等が調理時間帯のみ調理を担当することを可能とするか。
- ◆ 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。※この場合、調理員の配置は求めない。



## 【対応方針】

### 〔給食の取扱いについて〕

- 自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。
  - ※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。
- その際、特に現行の事業形態では、半数近くが弁当持参で対応していることを踏まえ、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。
- 実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

### 〔設備の取扱いについて〕

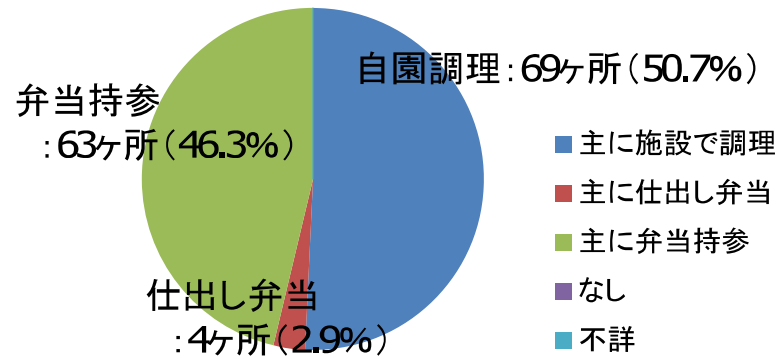
- 調理設備を基本とする。
- その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定める。
- なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。

### 〔職員の取扱いについて〕

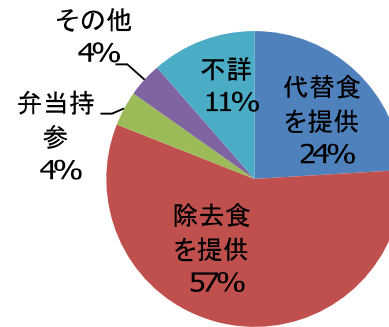
- 調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員や補助者による調理業務は不要)
- その際、家庭的保育補助者の配置への配慮については、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討する。

## 【参考・家庭的保育事業の給食提供状況等】

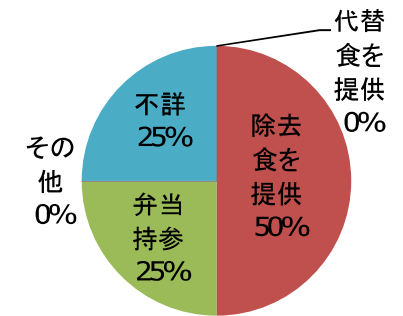
### [家庭的保育事業の給食提供の状況]



### [アレルギーの子どもへの給食の提供状況] (自園調理)



### [アレルギーの子どもへの給食の提供状況] (仕出し弁当)



## 【2. 小規模保育事業】

### [2-1:小規模保育事業A型、B型における食事の提供について]

- ◆ A型・B型について自園調理を原則とするか。自園調理及び調理設備の設置を求めつつ、現行通り、連携施設(本園)からの搬入を可能とするか。
- ◆ 多様な場所での事業展開を想定していることから、調理設備とすることで良いか(特にB型)。その場合、施設規模・アレルギー対応を含めた設備能力について、どう考えていくか。
- ◆ 自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。
- ◆ 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。

### [2-2:小規模保育事業C型における食事の提供について]

- ◆ 給食提供のあり方について、現行通り(グループ型小規模保育事業＝家庭的保育事業)とするか、又は、自園調理を求めることとするか。
- ◆ C型についても、共同住宅など多様な場所での事業展開を想定しているため、調理設備とすることで良いか。その場合、施設規模・アレルギー対応を含めた設備能力について、どう考えていくか。
- ◆ 自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。
- ◆ 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。

## 【対応方針】

### 〔給食の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。
  - ※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。
- 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。
- 実際の給食の提供に当たっては、社会福祉施設、病院等の大量調理施設における衛生管理に係る「大量調理施設衛生管理マニュアル」や食品等事業者における衛生管理に係る「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」等を参考に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。
- 新制度施行前に先行スタートする小規模保育事業が円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

### 〔設備の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、調理設備を基本とする。
- その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、届出対象となる給食施設(1回20食以上など)に求められる設備内容も踏まえながら、具体的な内容については、条例等において定めることとする。
- なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることとする。

### 〔職員の取扱いについて〕

- A・B・C型に共通して、調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)

### 【3. 事業所内保育事業】

#### [3-1: 事業所内保育事業における食事の提供について]

- ◆ 事業所内保育事業の給食提供のあり方について、現行通りとするか、又は、自園調理を求めることとするか。
- ◆ 自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とするか。
- ◆ 事業所その他多様な場所での事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めないこととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。

#### [3-2: 調理担当の職員について]

- ◆ 自園調理を求める場合、調理担当の職員をどうするか。調理員の配置を求めるか。
- ◆ 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。※この場合、調理員の配置は求めない。

## 【対応方針】

### 〔給食の取扱いについて〕

➤ 自園調理を基本とする。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能とする。

※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。

➤ その上で、現行の事業所内保育施設においては、約4割が仕出し弁当(外部搬入)により対応していることを踏まえ、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能とする。

➤ その際、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとする。

➤ 実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくこととする。

➤ また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。

### 〔設備の取扱いについて〕

➤ 事業の規模に応じて、調理室又は調理設備を基本とする。また、事業所内保育事業の特性にかんがみ、乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる前提で、社員食堂を活用することも可能とする。

※ 20名以上の場合、調理室の設置を求め、19名以下の場合、調理設備の設置を求める。

➤ その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定めることとする。

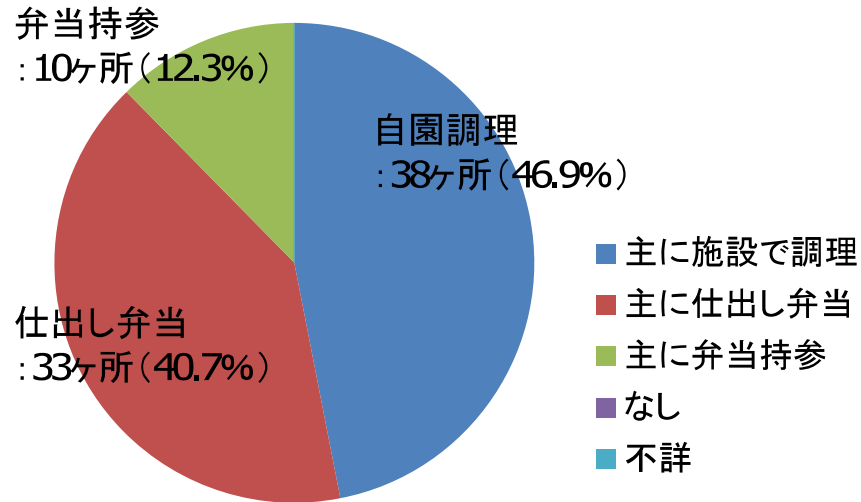
➤ なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本とする。

### 〔職員の取扱いについて〕

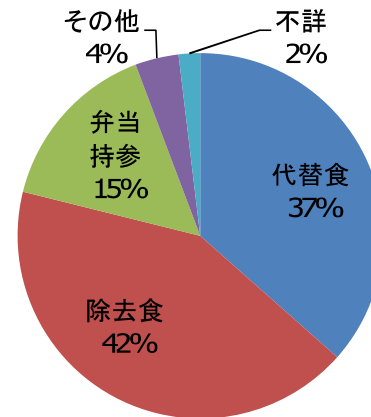
➤ 調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)

【参考・事業所内保育施設の給食提供状況等】

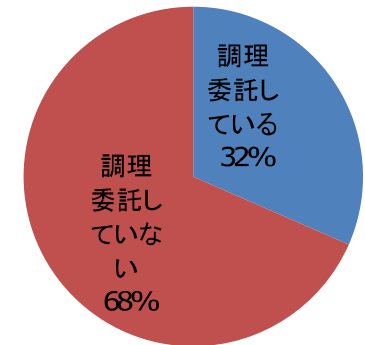
[事業所内保育施設の給食提供の状況]



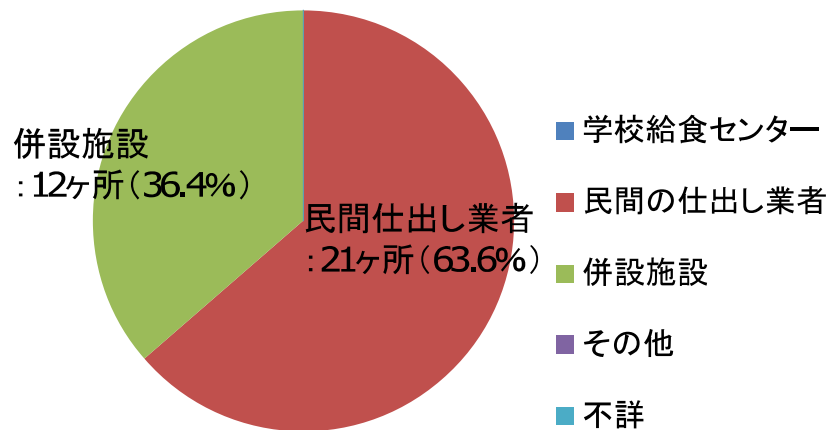
[アレルギーの子どもへの給食の提供状況] (自園調理)



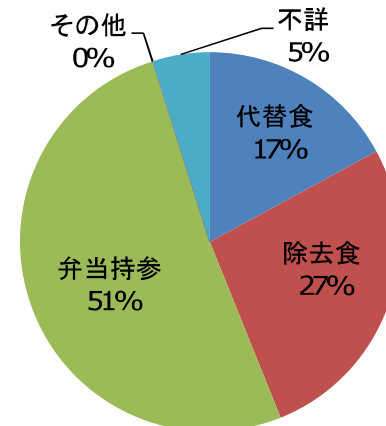
[調理業務の委託状況]



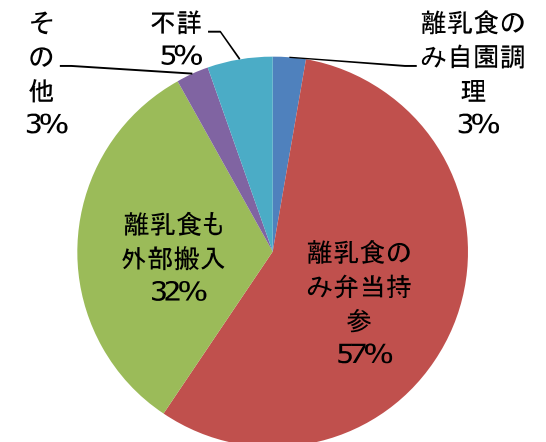
[外部搬入の状況]



[アレルギーの子どもへの給食の提供状況] (外部搬入)



[離乳食の対応状況]



## 【4. 居宅訪問型保育事業】

### [居宅訪問型保育事業における食事の提供について]

- ◆ 居宅訪問型保育事業の食事の提供のあり方について、どう考えるか。
- ◆ ベビーシッターは、訪問先の居宅キッチンにおいて調理しないことが一般的(保護者が用意した食事を食べさせることは可)と考えられるが、こうした事業の特性も踏まえつつ、居宅訪問型保育者による調理及び食事の提供について、どう考えるか。

### 【対応方針】

- 訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。



## <対応方針概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
給食	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの 搬入可 ※社会福祉施設、病院を 含む	自園調理※1 連携施設等からの 搬入可 ※社会福祉施設、病院を 含む	自園調理※1 連携施設等からの 搬入可 ※社会福祉施設、病院を 含む	自園調理※1 連携施設等からの 搬入可 ※社会福祉施設、病院を 含む	—
設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	定員20名以上 調理室  定員19名以下 調理設備	—
職員	調理員 〔保育を行う子どもが3人 以下の場合、家庭的保 育補助者で対応可〕 ※連携施設等からの搬入を 行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	—

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。